

## ○会議室の予約等・利用申請書の提出について

- ・会議室の予約の受付は、土・日・祝日を除く9：00～17：00まで、電話・メール・FAXのみとします。窓口では受け付けません。
- ・会議室利用申請書の記入・提出は、当日分のみ受け付けます。
- ・その他の問い合わせについても、できる限り電話等でお願ひします。

## ○会議室利用時間の変更について

- ・午前・午後・夜間の利用時間を最長2時間とし、時間帯も限定します。  
午前・・・10：00～12：00（開場9：30）  
午後・・・14：00～16：00（開場13：30）  
夜間・・・18：00～20：00（開場17：30）
- ・利用の準備時間として、**利用開始時間の30分前から**会議室に入室することができます。  
**それ以前に来館しても入室はできません。**また、利用終了時間は厳守してください（退室後消毒作業を行うため）
- ・市民交流室の利用はできません（早く来られても、待機場所はありません）。

## ○活動内容の制限について

- ・当センター登録団体の活動内容のうち、一部について当面の間利用を制限させていただきます。
- ・該当する団体の予約がすでに入っている場合、キャンセル扱いとさせていただきます（ペナルティポイントの対象とはなりません）。また、新規の予約も受けられません。ただし、制限される活動以外で会議室を利用する場合は、予約を受けられます（例：通常は音楽活動を主とする団体だが、通常活動は行わず総会（会議）のために会議室を利用することは可能）。その場合は改めて会議室を予約していただきます。

### 【制限される活動】

- ・話し声より大きな声を出す活動、運動など（**飛沫飛散の恐れ**）  
例：楽器・朗読・演劇・歌唱・謡曲・詩吟・体操・ダンス・ヨガなど
- ・身体的接触がある活動や、複数人で物を共用する活動（**密接の恐れ**）  
例：マッサージ・将棋・囲碁・麻雀など

## ○各会議室の定員の削減について

- ・「密集」・「密接」を避けるため、各会議室の定員（最大人数）を次のとおりとします。  
**第1会議室・・・8名**  
**第2会議室・・・18名 ※グループワークの配置の場合は16名**  
**第3会議室・・・15名 ※グループワークの配置の場合は12名**
- ・これ以外の配置にする場合も、**他者との距離をできるだけ2m以上空ける**ように努めてください。  
※グループワークの配置の場合は、人数によりプロジェクター・スクリーンが設置できないことがあります。
- ・会議室の定員削減のため、すでに予約済の会議室をより広い（定員の多い）会議室に変更（日時の変更を含む）する場合は、ペナルティポイント付与の対象とはしません。なお、変更の受付は先着順に行いますので、ご了承ください。

## ○会議室利用について

- ・館内では**常時マスクの着用**をお願いします（マスクを着用できない場合は退館していただきます）。発熱（微熱を含む）、倦怠感等体調がすぐれない場合は利用をお控えください。
- ・**入館後は速やかに手洗い・手指の消毒を行ってください**。咳エチケットにご協力ください。
- ・会議室利用時は、代表者（またはそれに替わる団体の方）が市民交流室で利用申請書を記入後、会議室利用簿と来館者名簿（次項参照）を持って入室します。備品の貸出しを受ける場合は、お申し出ください。
- ・「**来館者名簿**」は、当日の団体の参加者の記録をつけていただくものです。正しく記入いただき、万**一來館者の中に感染が判明した場合は速やかに保健所に提出できるよう団体の責任で保管**をお願いします（事務所に提出する必要はありません）。
- ・会議室・印刷室の出入り口のドアは常時全開とします。また、できる限り窓を開けるなど、「密閉」状態を作らないでください。
- ・会議室等での忘れ物等は、衛生上保管できません。処分させていただきますので、忘れ物等をしないようご注意ください。
- ・館内での水分補給以外の飲食は認めません。ポットや急須、茶碗の貸出しは中止します。

- ・布巾・雑巾は衛生上撤去します。必要な場合は団体でご用意ください。
- ・上記のルールが守れない個人・団体に対しては、即時貸出しを中止します。

## ○印刷室の利用について

- ・印刷室の利用時間（ロッカー・棚の利用を含む）を以下のとおり限定します。利用時間外は消毒作業後施錠しますので、入室はできません。

平 日・・・9：30～16：00

17：30～20：00（会議室貸出しがある日に限る）

土・日・祝日・・・9：30～16：00（会議室貸出しがある日に限る）

- ・印刷室への入室は2名以内とし、印刷室内での作業は短時間でお願いします。ただし、丁合・製本作業はできません。

## ○再度、会議室貸出しを中止する場合について

- ・東京都に緊急事態宣言が出されたとき
- ・東京都から外出自粛や休業を要請されたとき
- ・多摩交流センターのルール・指示を守らない団体が一定数あると判断されたとき
- ・その他、必要と認められるとき